

# 官報

号外 昭和二十三年六月二十日

## ○第二回 参議院會議録第五十一号

昭和二十三年六月十九日(土曜日)午前  
十時十九分開議

議事日程 第四十九号

昭和二十三年六月十九日

午前十時開議

- 第一 会期延長の件
- 第二 教育勸語等の失効確認に関する決議案(山中耕太郎君外二十五名発議)
- 第三 (委員会審査省略要求事件) 提出) 政治資金規正法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第四 国立富山病院拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第五 看護服並びに予防衣の特別配給に関する請願 (委員長報告)
- 第六 国民健康保険制度改革に関する請願 (委員長報告)
- 第七 看護課設置に関する請願 (委員長報告)
- 第八 国立小浜温泉療養所拡充に関する請願 (委員長報告)
- 第九 衛生組合法制定に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇 國營自動車程琵琶湖線延長に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 福島、飯坂温泉間並びに福島、宮下間に國營自動車運輸開始に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 小田、久万両町間國營バ

ス運輸開始に関する請願 (委員長報告)

- 第一三 鶴ヶ岡、奥谷田両村間に國營自動車の路線認定に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一四 尼崎市営バス路線認可促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一五 坂上、賀見畑、秋中三箇村に國營自動車の運輸開始に関する請願 (委員長報告)
- 第一六 矢島鉄道株式会社の損害賠償請求に関する請願 (委員長報告)
- 第一七 輸送力強化に関する請願 (委員長報告)
- 第一八 日本運送の鉄道貨物取扱独占撤廃に関する請願 (委員長報告)
- 第一九 関西本線、東京間直通列車運轉に関する請願 (委員長報告)
- 第二〇 貝田信号所を停車場に変更することに関する請願 (委員長報告)
- 第二一 岩手県の鉄道用枕木供出に関する請願 (委員長報告)
- 第二二 高岡、福岡両駅の間中に停車場設置に関する請願 (委員長報告)
- 第二三 山形駅始発上野行客車の実現に関する請願 (委員長報告)

第二四 東京、鹿兒島間直通急行列車運轉等に関する請願 (委員長報告)

- 第二五 黒磯駅を急行列車停車場とする事に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 国民健康保険制度適正化に関する陳情 (委員長報告)
- 第二七 薬務局設置に関する陳情 (委員長報告)
- 第二八 国民健康保険制度改革に関する陳情(九件) (委員長報告)
- 第二九 野村町、中筋村間に國營自動車の運輸延長に関する陳情 (委員長報告)
- 第三〇 末吉駅、南之郷高岡口間に國營自動車の運輸開始に関する陳情 (委員長報告)
- 第三一 石巻、氣仙沼間並びに白石、上ノ山間國營自動車の運輸開始に関する陳情 (委員長報告)

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案  
船員職業安定法案  
家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案  
法律案  
国家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理等に関する法律案  
保険募集の取締に関する法律案  
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。  
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案  
財政及び金融委員会に付託  
獸医師会及び裝蹄師会の解散に関する法律案  
農林委員会に付託  
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
農薬取締法案  
臨時通貨法の一部を改正する法律案  
内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案  
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。  
郵便爲替法案  
郵便爲替貯金法案  
特許法等の一部を改正する法律案  
同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。  
裁判官の報酬等に関する法律案  
檢察官の俸給等に関する法律案  
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
農産取締法  
臨時通貨法の一部を改正する法律案  
内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案  
同日議長において採択することを議決した長崎縣の餓害に対する國庫補助に関する請願外十二件を請願及び布はく製品の生産計画に関する陳情外二件

の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。  
同日内閣総理大臣から左の者を第二回國会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。  
(經濟安定本部總裁 森永貞一郎君)  
官房次長兼企画部 長 總理廳事務官  
(長官管理局長 山根 東明君)  
(長官管理局長 村岡 信勝君)  
長官 商工事務官  
(主税局長 脇阪 實君)  
(主税局長 原 純夫君)  
(主税局長 佐市君)  
(主税局長 金子 一平君)  
同日委員長から左の報告書を提出した。  
文化委員会請願審査報告書第二号  
文化委員会請願特別報告第二号  
文化委員会陳情審査報告書第一号  
文化委員会陳情特別報告第一号  
運輸及び交通委員会請願審査報告書第六号  
運輸及び交通委員会請願特別報告第六号  
去る十五日議員から左の議案を提出した。  
教育勸語等の失効確認に関する決議案(山中耕太郎君外二十五名発議)  
同日山中耕太郎君外二十五名から左の議案につき委員会審査省略の要求書を提出した。  
教育勸語等の失効確認に関する決議案  
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

昭和二十五年三月三十一日  
第三版印刷部

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の  
の應急的措置に関する法律の一部を  
改正する法律案

教育委員会法案

同日衆議院から予備審査のため左の議  
案が送付された。

優生保護法案（太田典禮君外五名提  
出）

同日議長は、予備審査のため左の議員  
提出案を衆議院に送付した。

優生保護法案（谷口彌三郎君外三名  
發議）

同日議長は、左の調書を決算委員会に  
付託した。

昭和二十二年度國庫債務負担行爲總  
調書

同日議長は、左の議員提出案を厚生委  
員会に付託した。

優生保護法案（谷口彌三郎君外三名  
發議）

同日議長は、左の予備審査のための内  
閣送付案を委員会に付託した。

薪炭需給調節特別会計法の一部を改  
正する法律案

財政及び金融委員会に付託

船員職業安定法案

運輸及び交通委員会に付託

家畜傳染病予防法の一部を改正する  
法律案

農林委員会に付託

國家行政組織法の施行に伴う労働関  
係法律の整理等に関する法律案

決算委員会に付託

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法  
の應急的措置に関する法律の一部を  
改正する法律案

五日これを變更して商業委員会に付託  
した。

去る十五日委員長から左の報告書を提  
出した。

政治資金規正法案修正議決報告書

文教委員会請願審査報告書第一号

文教委員会陳情特別報告第一号

同日決算委員会において当選した理事  
は左の通りである。

理事 伊藤源一郎君

去る十六日内閣から予備審査のため左  
の議案が送付された。

裁判所職員の定員に関する法律の一  
部を改正する法律案

公認会計士法案

職業安定法の一部を改正する法律案

少年法を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内  
閣送付案を委員会に付託した。

教育委員会法案 文教委員会に付託

裁判所職員の定員に関する法律の一  
部を改正する法律案

司法委員会に付託

公認会計士法案

財政及び金融委員会に付託

職業安定法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の衆議院送付案を厚生  
委員会に付託した。

優生保護法案（太田典禮君外五名提  
出）

同日議長から左の質問主意書を提出し  
た。

一千円、一万円紙幣発行に関する質  
問主意書 小川友三君提出

農業技術局設置に関する質問主意書  
（小川友三君提出）

未引揚者國家賠償に関する質問主意  
書（小川友三君提出）

一昨十七日衆議院から同院は本月二十  
一日から三十日まで十日間会期を延長  
することを議決した旨の通知書を受領  
した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。

たばこ專賣法の一部を改正する法律  
案

未復員者給與法の一部を改正する法  
律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を財政及び金融委員会に付託し  
た。

たばこ專賣法の一部を改正する法律  
案

未復員者給與法の一部を改正する法  
律案

同日議長は、左の予備審査のための内  
閣送付案を委員会に付託した。

保險募集の取締に関する法律案

財政及び金融委員会に付託

少年法を改正する法律案

司法委員会に付託

同日議長から左の質問主意書を提出し  
た。

農藥原料に関する質問主意書（岡村  
文四郎君提出）

同日左の質問主意書を内閣に轉送し  
た。

常磐線松戸、我孫子間電化に関する  
質問主意書（大山安君提出）

化学肥料及び農藥の需給と價格に関  
する質問主意書（田中利勝君提出）

医療課税反対に関する質問主意書  
（小川友三君提出）

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員  
に任命することを承認した旨回答し  
た。

（海上保安廳灯台 橋本 改二君  
局長）運輸事務官

（同水路局長） 杉田 院次君  
運輸技官

昨十八日衆議院から左の内閣提出案を  
受領した。

國有財産法案

減額社債に対する措置等に関する法  
律案

旧軍用財産の貸付及び讓渡の特例等  
に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を財政及び金融委員会に付託し  
た。

國有財産法案

減額社債に対する措置等に関する法  
律案

旧軍用財産の貸付及び讓渡の特例等  
に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を財政及び金融委員会に付託し  
た。

保險募集の取締に関する法律案

同日議長から予備審査のため左の議案  
が送付された。

同日議長は、左の予備審査のため左の  
議案を財政及び金融委員会に付託し  
た。

有價証券の処分に関する法律案

地方財政法案

國家公務員共済組合法案

同日左の予備審査のための内閣送付案  
を財政及び金融委員会に付託した。

有價証券の処分の整理等に関する法  
律の一部を改正する法律案

同日議長から左の質問主意書を提出し  
た。

表作減收調査に関する質問主意書  
（小川友三君提出）

医師、齒科醫師課税に関する質問主  
意書（小川友三君提出）

〇議長（松平恒雄君） これより本日の  
會議を開きます。この際お諮りして決  
定したいことがございます。一昨  
十六日、兩院法規委員西園寺公一君よ  
り、兩院法規委員会規程第四條により  
委員長を經由し、理由を附して委員辭  
任の申出がございました。西園寺君の  
辭任を許可することに御異議ございま  
せんか。

〇議長（松平恒雄君） 御異議ないと認  
めます。つきましては、この際直ちに  
補欠選挙を行ないたいと存じます。

〇栗山良夫君 只今議題と相成りまし  
た兩院法規委員会の委員の補欠選挙  
は、本院規則第二百四十八條第三項に  
よりまして、選挙の手續きを省略し、  
その選任を議長に一任するの動議を提  
出したいたします。

〇羽生三七君 只今の栗山議員の動議  
に賛成いたします。

〇議長（松平恒雄君） 栗山君の動議に  
御異議ございませんか。

〇議長（松平恒雄君） 御異議ないと認  
めます。つきましては、その補欠とし  
て羽生三五郎君を指名いたします。

〇議長（松平恒雄君） 御異議ないと認  
めます。つきましては、その補欠とし  
て羽生三五郎君を指名いたします。

〇議長（松平恒雄君） 御異議ないと認  
めます。つきましては、その補欠とし  
て羽生三五郎君を指名いたします。

〇議長（松平恒雄君） 御異議ないと認  
めます。つきましては、その補欠とし  
て羽生三五郎君を指名いたします。

尚この際お諮りいたします。一昨十日、鈴木安孝君より理由を附して予算委員辞任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として大島定吉君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、会期延長の件についてお諮りいたします。議長は衆議院議長と協議の結果、国会の会期を更に六月三十日まで十日間延長することに協定いたしました。議長が協定いたしました通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて会期は六月三十日まで、十日間延長することに決しました。

○議長(松平恒雄君) 日程第二、教育勅語等の失効確認に関する決議案(田中耕太郎君外二十五名発議)(委員会審査省略要求事件)(本件は發議者田中耕太郎君外二十五名の要求の通り、委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に対し趣旨説明の發言を許します。田中耕太郎君。

教育勅語等の失効確認に関する決議案  
右の議案を国会法第五十六條によつて發議する。

昭和二十三年六月十五日

發議者

- |       |       |
|-------|-------|
| 田中耕太郎 | 松野 喜内 |
| 木内キヤウ | 柏木 庫治 |
| 高良 とみ | 岩間 正男 |
| 仲子 隆  | 梅津 錦一 |
| 安部 定  | 河崎 ナツ |
| 岩本 月洲 | 小泉 秀吉 |
| 梅原 眞隆 | 藤井 新一 |
| 河野 正夫 | 若木 勝藏 |
| 鈴木 憲一 | 小野 光洋 |
| 中川 以良 | 左藤 義詮 |
| 堀越 儀郎 | 中山 壽彦 |
| 矢野 西雄 | 安達 貞助 |
| 藤田 芳雄 | 中野 重治 |

教育勅語等の失効確認に関する決議案

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは従來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

の確立と國民道徳の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

〔田中耕太郎君登壇、拍手〕

○田中耕太郎君 只今上程になりましたところの、教育勅語等の失効確認に関する決議案につきまして、發議者の一人として提案の理由を御説明申し上げます。

文教委員におきましては、数次の会合を開きまして、この問題につき十分論議を盡し、検討を重ねました結果、各派共同して本決議案を提出いたしますことに意見の一致を見ましたのであります。先ず案文を朗読いたします。

決議案

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に拂拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは従來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかりわれらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。

右決議する。

諸君におかれましては、我々が今日かよりの決議をする必要がどこにあるかの疑いを懐かれる向もあり得ると存じますので、先ずこの点につき御説明を申し上げます。

教育勅語は申すまでもなく、久しきに亘りまして、我が國の教育の唯一最高の指導原理としての國民の教育上最も重要な役割をつとめて参りました。それは各個の徳目の内容は別として、それは各個の徳目の内容は別として、主権者の訓示の形式を取つております結果といたしまして、天皇の神格化と相俟つて、住々極端な國家主義的に解釈されていたのであります。併し宗教と良心の自由が完全に保障せられませんでした新憲法の下におきまして、教育勅語がその他の詔勅と共に、かような指導原理としての性格を維持してならないことは当然の事理と言わなければなりません。

そも、教育勅語を如何に措置すべきかという点につきましては、終戦後間もなく政府部内、米國教育使館團、教育刷新委員会、貴衆両院及び一般言論界におきまして眞剣に検討論議せられたところでありまして、文部省におきましては、先ず昭和二十一年三月「國民学校施行規則」の中から、儀式の場合に勅語を奉読すべしとの項目を削除いたしました。又中絶程度の學校に關する規程の中から「教育は教育勅語の趣旨に則れ」という項目を削除いたしました。その次は昭和二十一年十月八日の文部次官通牒でございます。これは直轄學校長、公私立大學高等專門學校長及び地方長官に宛てたるものでございまして、その表題は「勅語及び詔書等の取扱について」となつております。それは三つの点、即ち第一に、教育勅語を以て我が國教育の唯一の淵源となす從來の考え方を去つて、これと、共に教育の淵源を廣く古今東西の倫理、哲學、宗教等にも求めなければならぬ態度を採るべきこと、二、式日等において、今後はこれを讀まないこと、三、勅語及び詔書の謄本等を神格化して取扱つてはならないということを明示いたしました。併しながら教育勅語等の、教育の最高指導原理としての性格を明瞭に否定いたしましたのは、申すまでもなく新憲法及びその精神に則りましたところの、昭和二十二年三月三十一日、法律第二十五号の教育基本法であります。特にこの教育基本法は、從來の我が國家、我が民族中心の教育理念に代りますのに、眞理と平和とを希求する人間の育成という理念を以ていたしましたのであります。この教育基本法の前文と、第一條及び第二條は、御承知のように、從來の法律の例を破りまして、哲學的、倫理的な教育の理念を掲げておるのでございまして、外國にもその類例を見ないところと存じます。この点は議會におきまして、法案審議に際しまして問題になりました。つまり法律が哲學的、倫理的、宗教的、そやういふような方面のことを規定すること自体が議會で問題に

なつたのであります。併しかかる異例は教育勸諭に代る新教育理念を示すため止むを得ない措置であつたのでございませぬ。更に教育基本法と同時に制定せられたる学校教育法は、第九十四條で以て国民学校令から大学令に至るまでの各種の学校令を廃止することを規定いたしました。その結果として、従来の或いは皇國の道に則し教育、或いは國家中心の教育理念に關するさうな内容を持つておる法令の規定も廢止せられるに至つたのであります。かような經過から見まして、終戦後取られたところの相当周到な立法的並びに行政的措置によりまして、教育勸諭はその他の詔勅と共に廢止せられてその効力を失ひ、倫理道に關する一つの過去の文書、歴史的文獻に過ぎないものとなりまして、日本教育の最高原理としての性格を失うに至つたものと認められるのであります。要しまするに、終戦以來我が國家として、特に政府や立法院は、以上御説明申し上げましたように、この問題を眞剣に取上げ、慎重に、併し相当大胆に考え且つ処理して参つたものでございませぬ。それには多少の足らざるところはあつたにしても、我が國家として怠慢ではなかつたと申すことができるのであります。併しながらかような立法的、行政的措置が今日まで採られて参つたのに拘わらず、この事實を未だ十分認識せず、又その意味を完全には理解せず、習性的に或いは勸諭をまだ神格化して觀念したり、それが從來のような我が教育の最高指導原理としての性格を、今日尙持つておるのかのように考へる者も絶無とは申されないのであります。併し

若しそりであるといたしますならば、ボツダム宣言を忠実且つ完全に履行することを誓つた我々といたしまして、この際改めて教育勸諭等が効力を失つておる事實を明確にすると共に、それらの原本を回収し、以て國民の思想の中に神がかり的な國家観や、極端な國家主義的理念の最後の一滴も一掃する必要があるとは言えませぬ。併しながら我々は教育刷新の、かような消極的方面だけで以て甘んじないで、積極的に教育基本法の明示する民主主義的、平和主義的な新教育理念の普及徹底に全力を傾注すべきことは申すまでもないこととあります。これ我々が本決議をなすことを必要と考へましたゆゑんでございませぬ。

尙ここに御注意をお願いいたしたい点がございませぬ。それは本決議案が教育勸諭等の失効を確認する性質のもので、教育勸諭等が今始めて廢止せられたり、或いは排除せられたりするものでないという法理上の問題でございませぬ。我々の考へによりまして、教育勸諭等は新憲法第九十八條第一項の中に規定してありますところの憲法の條規違反の詔勅として無効となるものではございませぬ。憲法の右の條規、即ち「この憲法は、國の最高法規であつてその條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、その効力を有しない。」これが問題になつて参るのであります。憲法のこの條規は法規相互の關係を規律しておるのでございまして、それは今尙形式的に効力を持つています法令、詔勅について適用されるのであります。教育勸諭等につきまして、前に申

上げました通り、教育勸諭を援用し、その他皇國の道に則る教育理念を示しておりました諸学校令がすでに廢止せられておりますから、教育勸諭等は道徳訓に關する過去の文獻に過ぎないものとなり、法規や國務に關する行爲ではなく、従つて憲法の右條規とは全く關係がなくなつてしまつておるのであります。勸諭と新憲法との間の關係が存し得ないようになつておりますことは、教育基本法や学校教育法は新憲法実施前に、即ち昭和二十二年三月三十一日から施行せられておりました、その結果として、前に申上げましたように、それらの施行と同時に、勸諭又はその精神を援用しておりました諸学校令中の規定は廢止せられ、それらの規定の中身になつておりましたところの勸諭は法の内容ではなくなりました。單に道徳訓になつてしまつたといふことが明瞭でございませぬ。若し今日道徳訓である勸諭の憲法上の効力を論ずるとしますならば、それは論議やパイプが憲法違反で無効であるかどうかといふことを云々すると同じく意味を成さないことになつておられます。かような理由からいたしまして、本決議案は勸諭と憲法第九十八條第一項との關係に言及しなかつたのでございませぬ。

以上申上げましたところの教育勸諭の性格の問題は、要しまするのに、教育基本法に關する知識が普及し、その精神が徹底することによりまして、一層明瞭になるのでございませぬ。我々は今後の教育におきまして、一層新憲法及び教育基本法の理念の普及徹底に、全力を挙げて努めなければならぬ責任を痛感するものであります。

以上の理由を以ちまして、我々は本決議案を提出することにいたしました。案文が甚だ簡單で、意を盡さない感がないではございませぬが、以上申上げました趣旨をお酌取りの上、御賛成あらんことを切望します次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。只今の決議に對し文部大臣より發言を求められました。森戸文部大臣。

(國務大臣森戸辰男君登壇)

○國務大臣(森戸辰男君) 只今本院の御採択になりました教育勸諭等の失効確認に關する決議に對し、私は文教の責任者として深甚の敬意と賛意を表すると共に、一言所見を申述べたいのでございませぬ。

敗戦後の新日本は、國民教育の指導理念として、民主主義と平和主義とを高く掲げましたが、それと共に教育勸諭その他の詔勅に對しても、教育上の指導原理たる性格を否定したのであります。このことは新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によりまして、法制上にも明確化されたのであります。本院がこの度の決議によつて、改めてこの事實を確認し明らかになりましたこととありまして、誠に御尤もなことと存するのであります。この際私はこの問題に關しまして、文部省の採つて来た措置と、本決議に含まれた要請に處する決意とを申上げたいと存するのでございませぬ。

詔勅中最も重大な教育勸諭について申しますれば、すでに提案者の御趣旨にあつたように終戦の翌年、即ち昭和二十一年の三月四日、文部省は省令を以て國民学校令施行規則及び青年師範学校規程等の一部を停止し、修身が教育勸諭の趣旨に基いて行はるべきことを定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日文部省令を以て國民学校令施行規則の一部を改正いたしました。式日の行事中、君が代合唱、御眞影奉拜、教育勸諭奉讀に關する規定を削除いたしましたのであります。この行政処置によりまして、教育勸諭は教育の指導原理としての特殊の法的効力を喪失いたしましたのであります。昭和二十一年十一月三日新憲法が公布され、それに基いて翌二十二年三月教育基本法が制定されることになりましたが、その前文におきまして、この法律が日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示し、新しい日本の教育の基本を確立するためのものであることを宣言いたしました。教育の指導原理がこれに移つたことを明らかにいたしました。又学校教育法が制定いたされまして、それと同時に國民学校令以下十六の勸諭及び法律が廢止いたされました。これらの立法処置によりまして、新教育の法的根柢が教育基本法及び学校教育法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。更に思想的に見ても、教育勸諭は明治憲法と思想的背景を同じくするものでありますから、その基調において新憲法の精神と合致いたし難いものがあることは明らかで

あります。教育勸語は明治憲法と連命を共にすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官勸語を以て勸語勸語を過去の文獻として取扱ひ、かりそめにも、それらを神格化することのないよう注意を喚起したしたのであります。かようにして教育勸語は、教育上の指導原理としては、法制上は勿論、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失したておるのであります。が、その際本は学校で保管されることになつております。ところがこの点につきましては、永年の慣習から誤解を残す虞れもあり、又將來濫用される危険も全然ないとは申されません。それで今回の御決議に基づいて、文部省より配付いたしました教育勸語の原本は、速かにこれを文部省に回収いたし、他決の詔勅等も決議の御趣旨に副うて然るべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和を希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅く探ることによつて、教育の革新と振興を図り、以て木決議の御精神の實現に万全を期したいと存じておる次第であります。拍手。

○議長(松平恒雄君) 日程第三、政治資金規正法案、衆議院提出を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事藤井新一君。

政治資金規正法案  
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。  
昭和二十三年六月十五日  
議院運営委員長 木内 四郎  
参議院議長 松平恒雄殿

署名を次のように改める。

政治資金規正法案「政治団体」に改める。  
第三條を次のように改める。  
第三條 この法律において政治団体とは、政党その他の団体で、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とするものをいう。

この法律において協会その他の団体とは、政治団体以外の団体で、政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対するものをいう。  
第六條第一項本文中「第三條に規定する目的を有するに至つた日」を「第三條の規定に該当するに至つた日」に改め、同項第一号、第二号及び第三号中「第三條に規定する目的を有する」を「第三條に規定する政治活動をする」に改める。  
第八條中但書を削る。  
第十二條第一項中「毎年四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日」を「毎年六月三十日及び十一月三十一日」に、同條第三項中「第一項の報告書」を「第一項及び前項の報告書」に改め、同條第二項の次に左の一項を加える。  
政治団体の会計責任者は、毎年六月三十日及び十二月三十一日現在

在で、財産の現況を記載した報告書を、各、その日の翌日から十日以内に、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。  
第十七條中「第三條に規定する目的を有しなくなつた」を「第三條の規定に該当しなくなつた」に改め、同條末尾に「この場合において政治団体にあつては、併せて財産の現況を記載した報告書を提出しなければならない。」を加える。  
第五十二條を次のように改める。  
第五十二條 全国選挙管理委員会はこの法律の執行に關し必要があるとき、政治団体、協会その他の団体又は公職の候補者その他関係人について、この法律の規定の適用上必要な認定をなし、又はこれらの者に対し報告若しくは資料の提出を求めることができる。

参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県選挙管理委員会の選挙管理委員会は、この法律の執行に關し必要があるとき認めるときは、政治団体、協会その他の団体又は公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。  
多意見者署名  
大隈 信幸 左藤 義詮  
黒川 武雄 門屋 盛一  
藤井 新一 塚本 重蔵  
竹下 燂次 木下 辰雄  
徳川 宗敏

要領書  
一、委員会の決定の理由

本法案の趣旨は、政治団体は勿論その他の諸団体も政治に關係を有するに至る場合においては、その資金關係及び公職の候補者の選挙費用の收支を報告せると同時に、これを國民一般に公開して公正なる批判にまつことを目的とするものであつて、そのために政党、協会その他の団体、公職の候補者及び第三者の政治活動に伴う資金の收支を、それぞれ所定の選挙管理委員会に報告させ、これを通じてその全ほうを一般國民の前に公開する措置を講ずる。選挙に伴う不正行為の発生を未然に防止するために政治資金の寄附を制限する措置を講ずる。又右の如き措置に對する違反行為の処罰及びその結果としての当選無効、選挙権、被選挙権の喪失等を規定するものであつて、本法案の企圖するところは適當な措置と認めらる。但し本法案の内容とその題名との關係、本法案の對象とするいわゆる政治に關係のある団体の範圍、これに伴う政党の定義、政治団体以外の団体の定義については、原案の趣旨を一層明らかにする必要がある。又政治資金の收支を明らかにすると共に定期的に財産状況を報告させる必要を認め、これらの諸点につき、題名を初め第三條、第六條、第八條、第十二條、第十七條及び第五十二條につき、それぞれ所要の修正を加える。

この法律の趣旨によつて、政治活動の公開と選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄與し得る利益がある。  
三、費用  
この法律施行のための予算は未定であるが、相當の経費を要する見込である。  
政治資金規正法案  
右の本院提出案をここに送付する。  
昭和二十三年四月三十日  
衆議院議長 松岡功吉  
参議院議長 松平恒雄殿  
政治資金規正法案  
第一章 総則  
第二章 政党、協会その他の団体  
第三章 公職の候補者  
第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者  
第五章 報告書の公開  
第六章 寄附に關する制限  
第七章 罰則  
第八章 補則  
附則  
政治資金規正法案  
第一章 総則  
第一條 この法律は、政党、協会その他の団体及び公職の候補者等の政治活動の公開を圖り、選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄與することを目的とする。  
第二條 この法律において選挙とは、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法及び地方自治法による選挙をいう。  
第三條 この法律において政党とは、

本法案の趣旨は、政治団体は勿論その他の諸団体も政治に關係を有するに至る場合においては、その資金關係及び公職の候補者の選挙費用の收支を報告せると同時に、これを國民一般に公開して公正なる批判にまつことを目的とするものであつて、そのために政党、協会その他の団体、公職の候補者及び第三者の政治活動に伴う資金の收支を、それぞれ所定の選挙管理委員会に報告させ、これを通じてその全ほうを一般國民の前に公開する措置を講ずる。選挙に伴う不正行為の発生を未然に防止するために政治資金の寄附を制限する措置を講ずる。又右の如き措置に對する違反行為の処罰及びその結果としての当選無効、選挙権、被選挙権の喪失等を規定するものであつて、本法案の企圖するところは適當な措置と認めらる。但し本法案の内容とその題名との關係、本法案の對象とするいわゆる政治に關係のある団体の範圍、これに伴う政党の定義、政治団体以外の団体の定義については、原案の趣旨を一層明らかにする必要がある。又政治資金の收支を明らかにすると共に定期的に財産状況を報告させる必要を認め、これらの諸点につき、題名を初め第三條、第六條、第八條、第十二條、第十七條及び第五十二條につき、それぞれ所要の修正を加える。

この法律の趣旨によつて、政治活動の公開と選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄與し得る利益がある。  
三、費用  
この法律施行のための予算は未定であるが、相當の経費を要する見込である。  
政治資金規正法案  
右の本院提出案をここに送付する。  
昭和二十三年四月三十日  
衆議院議長 松岡功吉  
参議院議長 松平恒雄殿  
政治資金規正法案  
第一章 総則  
第二章 政党、協会その他の団体  
第三章 公職の候補者  
第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者  
第五章 報告書の公開  
第六章 寄附に關する制限  
第七章 罰則  
第八章 補則  
附則  
政治資金規正法案  
第一章 総則  
第一條 この法律は、政党、協会その他の団体及び公職の候補者等の政治活動の公開を圖り、選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄與することを目的とする。  
第二條 この法律において選挙とは、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法及び地方自治法による選挙をいう。  
第三條 この法律において政党とは、

本法案の趣旨は、政治団体は勿論その他の諸団体も政治に關係を有するに至る場合においては、その資金關係及び公職の候補者の選挙費用の收支を報告せると同時に、これを國民一般に公開して公正なる批判にまつことを目的とするものであつて、そのために政党、協会その他の団体、公職の候補者及び第三者の政治活動に伴う資金の收支を、それぞれ所定の選挙管理委員会に報告させ、これを通じてその全ほうを一般國民の前に公開する措置を講ずる。選挙に伴う不正行為の発生を未然に防止するために政治資金の寄附を制限する措置を講ずる。又右の如き措置に對する違反行為の処罰及びその結果としての当選無効、選挙権、被選挙権の喪失等を規定するものであつて、本法案の企圖するところは適當な措置と認めらる。但し本法案の内容とその題名との關係、本法案の對象とするいわゆる政治に關係のある団体の範圍、これに伴う政党の定義、政治団体以外の団体の定義については、原案の趣旨を一層明らかにする必要がある。又政治資金の收支を明らかにすると共に定期的に財産状況を報告させる必要を認め、これらの諸点につき、題名を初め第三條、第六條、第八條、第十二條、第十七條及び第五十二條につき、それぞれ所要の修正を加える。

政治上の主義若しくは政策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来的目的とする団体をいふ。

この法律において協会その他の団体とは、政党以外の団体で政治上の主義若しくは政策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。

第四條 この法律において公職の候補者とは、第二條の規定による選挙において、それぞれの法律の定めるところにより、候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者をいう。

第五條 この法律において収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

この法律において寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行となされるもの以外のものをいう。

この法律において支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束をいう。

第二章 政党、協会その他の団体

第六條 政党、協会その他の団体は、代表者又は主幹者及び会計責任者各一人を選任し、その組織の日

又は第三條に規定する目的を有するに至つた日から七月以内に、これらの者の氏名、住所、生年月日及び選挙年月日並びに当該政党、協会その他の団体の主たる事務所所在地を左の区分に従い、文書でそれぞれ当該選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

一 市町村の区域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所所在地の市町村の選挙管理委員会

二 同一の都道府県の区域内で、二以上の市町村の区域にわたつて、又は主たる事務所所在地の市町村の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所所在地の市町村の選挙管理委員会を経て都道府県の選挙管理委員会

三 二以上の都道府県の区域にわたつて、又は主たる事務所所在地の都道府県の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て全国選挙管理委員会

政党、協会その他の団体は、会計責任者に事故があるとき、又は会計責任者が欠けたときその職務を行ふべき者を予め定め、前項の届出と同時にこれを同項の例により届け出なければならぬ。

第七條 政党、協会その他の団体は、前條の規定により届け出た事項

に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、前條の例により届け出なければならぬ。

第八條 政党、協会その他の団体は、第六條又は前條の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために、いかなる名義を以てするを問はず、寄附を受け、又は支出をすることができない。

第九條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、全計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附(当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた寄附を含む)。

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業(団体にあつては名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名、住所。以下これに同じ。)並びに寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については、これを時價に見積つた金額。以下これに同じ。)及び生年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出(当該政党、協会その他の

他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた支出を含む)。

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び生年月日

全国選挙管理委員会は、前項の会計帳簿の種類及び様式を定め、これを官報に告示しなければならぬ。

第十條 何人も、政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七月以内に、寄附をし、又は支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに寄附又は支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならぬ。但し、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

第十一條 政党、協会その他の団体の会計責任者又は政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために支出をした者は、一件千円以上のすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を備えなければならぬ。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の

団体のために一件千円以上の支出をした者は、前項の書面を直ちに会計責任者に送付しなければならぬ。

第十二條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、毎年四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日現在で、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、各その日の翌日から十日以内に、第六條第一項各号に定める区分に従い、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附(当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた寄附を含む)。

二 前号の寄附の中政党、協会その他の団体によつてなされたもので一件千円以上(数回にわたつてなされたときはその合計額による)。

三 政党、協会その他の団体のすべての支出(当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた支出を含む)。

四 前号の支出の中政党、協会その他の

他の団体によつてなされたもので一件千円以上(數回にわたりなされたときはその合計額による)、政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上(數回にわたりなされたときはその合計額による)のものについては、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

前項の報告書には、それぞれ一月一日からの寄附及びその他の収入並びに支出を累計して記載しなければならぬ。  
全國選挙管理委員会は、第一項の報告書の様式を定め、これを官報に告示しなければならぬ。  
第十三條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、左の各号の定めるところにより前條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならぬ。

一 公職の候補者の選挙期日以前における当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に關するものは、選挙期日の公示又は告示の前日のものと選挙期日の公示又は告示の日以後選挙期日前七日までのものとを併せて、選挙期日前五日まで二 公職の候補者の選挙期日前六日から選挙期日まで及び選挙期日経過後における当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その

入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日前七日までの寄附及びその他の収入並びに支出と併せて精算し、選挙期日から十五日以内

三 前号の精算届出後当該選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内

地方自治法第六十五條第一項の規定による選挙を行う場合においては、その選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた地方公共団体の長の選挙の選挙期日経過後における運動に關する寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、前項第二号及び第三号の規定を適用する。但し、同條の規定による選挙期日から十五日以内に、報告書を提出しなければならぬ。

第十四條 二以上の選挙を同時に又は引き続き行う場合において、いづれの選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出であるかを区分し難いときは、前條第一項の報告書にはその寄附及びその他の収入並びに支出を併せて記載しなければならぬ。  
前項の場合における報告書の提出については、最初の選挙期日の公示又は告示の日から最後の選挙期日までの間の選挙の期間とするものとする。

の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならぬ。  
前項の場合において、前任者が引継をし、又は後任者が引継を受けることができないときは、第六條第二項の規定により会計責任者の職務を行う者において引継をし、又は引継を受けなければならぬ。

前二項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において第十二條及び第十三條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならぬ。

第十六條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第十二條又は第十三條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならぬ。

第十七條 政党が解散したとき、又は政党、協会その他の団体が第三條に規定する目的を有しなくなつたときは、その代表者又は主幹者及び会計責任者は、その日から十五日以内に、その旨及び年月日とともに

に、第十二條の例により解散の日又は第三條に規定する目的を有しなくなつた日の現在で、寄附及びその他の収入並びに支出に關する事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならぬ。

第十八條 本章の規定中政党に關するものはその支部に、協会その他の団体に關するものはその支部にこれを準用する。  
第三章 公職の候補者

第十九條 公職の候補者は、その選挙運動に關する収入及び支出の責任者(以下出納責任者という。)一人を選任しなければならぬ。但し、公職の候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者(推薦者)が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることを妨げない。

出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければならぬ。  
出納責任者の選任者(自ら出納責任者となつた者を含む。)は、直ちに当該責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

は、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面(推薦届出書が数人あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面)を添えなければならぬ。  
第二十條 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

出納責任者は、文書で公職の候補者及び選任者に通知することにより解任することができる。  
第二十一條 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならぬ。

前項の届出で解任又は辞任による異動に關するものには、前條の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならぬ。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならぬ。

第二十二條 出納責任者に事故があるときは、又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代つてその職務を行う。推薦届出者たる選任者(自ら出納責任者となつた者を含む。)にも事故があるときは、又はその者が欠けたときは、公職の候補者が代つて出納責任者の職務を行う。  
前項の規定により出納責任者に

代つてその職務を行ふ者は、第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならぬ。

前項の届出には、出納責任者の氏名（出納責任者の選任をした推薦届出者にも其故があるとき、又はその者も欠けたときは併せてその氏名）其故又は欠けたことの事実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならぬ。出納責任者に代つてその職務を行ふ者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならぬ。

第二十三條 出納責任者（その職務を代行する者を含む。）は、第十九條第三項及び第四項、第二十一條又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義を以てするを問はず、公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者が寄附を受けるについても、また同様とする。

第二十四條 出納責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 選挙運動に関するすべての支出（公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第二十五條 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならぬ。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならぬ。

前項の寄附で当該候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに当該候補者にその明細書を提出しなければならぬ。

第二十六條 立候補準備のために要する支出並びに公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされる自筆の推薦状及び電話による選挙運動のために要する支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者に代つてその職務を行ふ者を含む。）でなければこれをすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。立候補準備のために要した支出

で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し、又は他の者がその者と意思を通じて支出したものであるときは、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならぬ。

第二十七條 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならぬ。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに当該出納責任者に送付しなければならぬ。

第二十八條 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に因りなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第二十四條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならぬ。

第十三條の規定は、前項の報告書について、これを適用する。

第二十九條 出納責任者が辞任し、又は解任せられた場合において、直ちに公職の候補者の選挙運動に因りなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに当該出納責任者となつた者に対し、あらたに当該出納責任者となつた

者がなるときは出納責任者に代つてその職務を行ふ者に対し、引継をしたければならぬ。出納責任者に代つてその職務を行ふ者が事務の引継を受けた後、あらたに出納責任者が定つたときも、また同様とする。

前項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において前條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしたければならぬ。

第三十條 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第二十八條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならぬ。

第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者

第三十一條 政党、協会その他の団体及びその支部並びに公職の候補者以外の者で政党、協会その他の団体又はその支部のために、公職の候補者の選挙に因り、直接に又は本人の名義以外の名義を用いて間接に一件二千五百円以上（数回にわたつたときはその合計額による。）の支出をしたものは、支出の日から十日以内に、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならぬ。但し、第十三條の規

定により会計責任者において報告書を作成すべきものについては、この限りでない。

一 すべての支出

二 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第三十二條 公職に在る者（公選による公職に在る者を含む。）が、公職の候補者の選挙に因り寄附をしたときは、前條の規定にかかわらず、寄附の日から十日以内に、その氏名、職業及び勤務先並びに寄附の金額、年月日及び寄附を受けた者の氏名、団体にあつては名称を記載した報告書を作成し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならぬ。

前項の場合において、寄附が政党、協会その他の団体のためになされたものであるときはその会計責任者、公職の候補者のためになされたものであるときはその出納責任者において、同項に掲げる事項を、その金額にかかわらず、第十三條又は第二十八條の規定により提出する報告書に併せて記載し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならぬ。

第五章 報告書の公開

第三十三條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條前條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書を受理したときは、当該選挙管理委員会

定により会計責任者において報告書を作成すべきものについては、この限りでない。

は、全國選挙管理委員会の定める  
ところにより、その要旨を公表し  
なければならない。

前項の規定による公表は、全國  
選挙管理委員会及び参議院全國選  
出議員選挙管理委員会にあつては  
官報により、都道府県の選挙管理  
委員会にあつては都道府県の公報  
により、市町村の選挙管理委員会  
にあつてはその予め告示を以て定  
めたところの周知させ易い方法に  
よつて、これを行ふ。

第三十四條 第十二條乃至第十四  
條、第十七條若しくはこれらを準用  
する第十八條又は第二十八條、第三  
十一條、第三十二條若しくは第三  
十五條第二項の規定による報告書  
は、これを受理した選挙管理委員  
会において、受理した日から二年  
間これを保存しなければならない。

何人も、前項の期間内において  
は、全國選挙管理委員会、参議院  
全國選出議員選挙管理委員会又は  
都道府県若しくは市町村の選挙管  
理委員会の定めるところにより、  
報告書の閲覧を請求することがで  
きる。

第六章 寄附に関する制限  
第三十五條 左の各号に掲げる者  
は、選挙に関し、寄附をしてはな  
らない。但し、第一号に掲げる者が  
その所属する政党、協会その他の團  
体又はその支部に対し寄附をする  
場合及び当該選挙の關係区域外に  
在る者に対し寄附をする場合は、  
この限りでない。

一 当該選挙の公職の候補者

二 衆議院議員選挙法又は参議院  
議員選挙法による選挙に関して  
は、國、地方自治法による選挙に  
関しては、当該地方公共団体  
と、請負その他特別の利益を伴  
う契約の当事者である者

三 昭和二十二年勅令第一号第三  
條にいう選挙該当事者  
前項第一号の候補者は、選挙期  
日の公示又は告示の日前一年間に  
したすべての寄附について、寄附  
を受けた者の氏名（団体にあつて  
は名称）、寄附の金額及び年月日を  
記載した報告書を、立候補の届出  
後七日以内に、当該選挙に関する  
事務を管理する選挙管理委員会に  
提出しなければならない。

第三十六條 何人も、選挙に関し、  
前條第一号各号に掲げる者に対し  
て寄附を勧誘し又は要求してはな  
らない。

何人も、選挙に関し、前條第一  
項各号に掲げる者並びに外國人、  
外國法人及び外國の団体から寄附  
を受けてはならない。

第三十七條 何人も、選挙に関し、本  
人の名義以外の名義を用いた寄附  
及び匿名の寄附をしてはならない。  
何人も、前項の寄附を受けては  
ならない。

第三十八條 政党、協会その他の團  
体又はその支部が第八條又はこれ  
を準用する第十八條の規定に違反  
して寄附を受け又は支出をしたと  
きは、当該政党、協会その他の團  
体又はその支部は、これを五千元  
以上十万元以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、  
同項の団体又はその支部の代表者  
若しくは主幹者その他の責任者を  
五年以下の禁錮又は五千元以上十  
万元以下の罰金に処することがで  
きる。

第三十九條 左の各号に掲げる行爲  
をした者は、これを三年以下の禁  
錮又は千円以上五万円以下の罰金  
に処する。但し、第一号乃至第三  
号、第五号若しくは第九号に掲げ  
る虚偽の記入をした者又は第十号  
に掲げる虚偽の報告若しくは資料  
を提出した者に科する罰金は、五  
千円以上五万円以下とする。

一 第九條若しくはこれを準用す  
る第十八條又は第二十四條の規  
定に違反して会計帳簿を備え  
ず、又は会計帳簿に記載をせず、  
若しくはこれに虚偽の記入をし  
たとき。

二 第十條若しくはこれを準用す  
る第十八條又は第二十五條の規  
定に違反して明細書の提出を怠  
り、又はこれに虚偽の記入をし  
たとき。

三 第十一條又はこれを準用する  
第十八條若しくは第二十七條の  
規定に違反して領收書その他の  
支出を証すべき書面を偽せず、  
若しくはこれを送付せず、又は  
これに虚偽の記入をしたとき。

四 第十六條若しくはこれを準用  
する第十八條又は第三十條の規  
定に違反して会計帳簿、明細書  
又は領收書その他の支出を証  
すべき書面を保存しないとき。

五 第十六條若しくはこれを準用  
する第十八條又は第三十條の規  
定により保存すべき会計帳簿、  
明細書又は領收書その他の支出  
を証すべき書面に虚偽の記入を  
したとき。

六 第十五條又は第二十九條の規  
定による引継をしないうとき。

七 第二十三條の規定に違反して  
寄附を受け、又は支出をしたとき。

八 第二十六條の一項の規定に違  
反して支出をしたとき。

九 第三十一條、第三十二條の一  
項又は第三十五條第二項の規定  
に違反して報告書の提出を怠  
り、又はこれに虚偽の記入をし  
たとき。

十 第五十二條の規定による報告  
若しくは資料の提出を怠り、又  
は虚偽の報告若しくは資料を提  
出したとき。

第四十條 第十二條乃至第十四條、  
第十七條若しくはこれらを準用す  
る第十八條又は第二十八條若しく  
は第三十二條第二項の規定に違反  
して報告書の提出を怠り、又はこ  
れに虚偽の記入をした者は、これ  
を五年以下の禁錮又は五千元以上  
十万元以下の罰金に処する。

前項の場合においては、政党、協  
会その他の団体又はその支部の代  
表者若しくは主幹者が当該政党、協  
会その他の団体又はその支部の会  
計責任者の選任及び監督について  
相當の注意を怠つたときは、これ  
を千円以上五万円以下の罰金に処  
することができる。

第四十一條 第三十五條第一項第一  
号及び第二号に掲げる者が同條の  
規定に違反して寄附をしたときは  
これを三年以下の禁錮又は五  
千円以上五万円以下の罰金に処す  
る。第三十七條第一項の規定に違  
反して寄附をした者も、また同様  
とする。

第三十五條第一項第三号に掲げ  
る者が同條の規定に違反して寄附  
をしたときは、これを六箇月以上  
三年以下の禁錮に処する。

第四十二條 第三十六條第一項の規  
定に違反して寄附を勧誘し、若し  
くは要求し、又は同條第二項若しく  
は第三十七條第二項の規定に違反  
して寄附を受けた者は、これを三  
年以下の禁錮又は五千元以上五万  
円以下の罰金に処する。

條第一項の罪を犯した者には、情状に因り、禁錮及び罰金を併科することができ、

重大な過失に因り、第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。但し、裁判所は、情状に因り、その刑を減輕することができ、

第四十四條 当選人がその選挙に關し第八條、第十三條若しくはこれらに準用する第十八條又は第二十三條若しくは第二十八條の規定の違反に關し第三十八條第二項、第三十九條又は第四十條の規定により刑に処せられたときは、その当選を無効とする。

第四十五條 公職の候補者を当選させる目的を以て、政党、協会その他の團體若しくはその支部の会計責任者又は公職の候補者の出納責任者が、第十三條若しくはこれらに準用する第十八條又は第二十八條の規定による報告書の提出を怠り、又はこれらによる報告書の提出する報告書に虚偽の記入をしたため、第四十條の規定により刑に処せられたときは、当該候補者の当選は、これを無効とする。

檢察官は、第四十條の罪に該る事件が前項の規定に該當すると認めるときは、公訴に附帶し、当該当選人を被告として訴訟を提起しなければならない。

第四十六條 衆議院議員選挙法第八十六條第二項及び第三項並びに第四百四十一條ノ二の規定は、前條第二項の訴訟に、同法第四百四十三條

の規定は第四十四條又は前條第一項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。但し、同法第八十六條第二項若しくは第三項又は第四百四十三條の規定による通知又は送付は、参議院全國選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院全國選出議員選挙管理委員会又は全國選挙管理委員会及び参議院議長に、参議院地方選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院議長に、これをしなければならぬ。

第四十七條 第三十九條乃至第四十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律の規定を適用する選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたる者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に対し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

第八章 補助  
第四十九條 政党、協会その他の團體の会計責任者、公職の候補者の出納責任者又はその他の者が、第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらに準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定により提出する報告書に、それぞれ眞実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

第五十二條 全國選挙管理委員会、参議院全國選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会が、この法律の執行に關し必要があると認めるときは、政党、協会その他の團體又は公職の候補者その他の関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十三條 町村の全部事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。

第五十四條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。  
一 第三十三條の規定による公表に要する費用  
二 第三十四條第一項の規定による報告書の保存に要する費用  
三 第三十四條第二項の規定による報告書の閱覽の施設のために要する費用

附則  
第五十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十六條 この法律施行の際現に存する政党、協会その他の團體及びその支部で第三條の規定に該當するものは、この法律施行の日から三十日以内に、第六條又はこれに準用する第十八條の規定による届出をしなければならない。

條の規定による届出後なされたものとみなす。  
第五十七條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。  
第一百條 削除  
第一百一條ノ二乃至第一百一條ノ四を削る。

第五十三條 町村の全部事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。  
第五十四條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。  
一 第三十三條の規定による公表に要する費用  
二 第三十四條第一項の規定による報告書の保存に要する費用  
三 第三十四條第二項の規定による報告書の閱覽の施設のために要する費用

附則  
第五十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十六條 この法律施行の際現に存する政党、協会その他の團體及びその支部で第三條の規定に該當するものは、この法律施行の日から三十日以内に、第六條又はこれに準用する第十八條の規定による届出をしなければならない。  
前項の期間内に届出をしたときは、当該政党、協会その他の團體及びその支部の寄附又は支出でこの法律施行の日から同項の届出までの間になされたものは、これを第八條又はこれを準用する第十八條の規定による届出後なされたものとみなす。

五千圓に改める。  
第二百二十六條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。  
第二百二十七條第一項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改め、同條第二項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改め、同條第三項及び第四項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。  
第二百二十八條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。  
第二百二十九條中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。  
第三百十條中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。  
第三百十一條中「第九十九條、第一百條、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百條」を「第九十九條、第一百條、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百條」に改め、同條第二項を削る。  
第三百三十四條及第三百三十五條削除  
第五十八條 參議院議員選舉法の一部を次のように改正する。  
第七十七條第二項及び第三項を削る。  
第七十八條 削除  
第八十條乃至第八十二條 削除  
第八十四條第一項中「三千圓」を「七千五百圓」に改め、同條第二項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。  
第八十五條及び第八十六條 削除  
第八十七條中「前三條」を「第八十四條」に改める。  
第五十九條 この法律施行の際従前の

の衆議院議員選舉法、參議院議員選舉法若しくは地方自治法によりすで行い、又はこれらの法律の規定によりその期日を公示若しくは告示した選舉に關しては、前二條の改正規定にかかわらず、なお従前の規定を適用する。  
前項の規定は、同項に掲げる選舉以外のもので衆議院議員選舉法第十二章の規定を準用する選舉について、これを準用する。

〔藤井新一君登壇、拍手〕  
○藤井新一君 只今議題と相成りました政治資金規正法案について、議院運営委員会におきます審査の経過並びに結果について簡単に御報告を申し上げます。

本案は衆議院における政党史及び選舉法に關する特別委員会の中に特設いたしました政党史及び選舉に關する腐敗防止法案起草小委員会におきまして、去んぬる二月四日以來鋭意起草にかつたものでありまして、四月三十日衆議院の本委員会において正式決定の上、共産党を除く各派共同提案の形式を以て、即日、本會議の多數議決を得て本院に提出されたものでございす。

本院議院運営委員会におきましては、先に衆議院における本案の起草に照應いたしまして、去んぬる二月三日、委員長を含む十一名の小委員を選任、不肖私、小委員長に選ばれまして、爾來數次に亘つて或いは衆議院における起草状況を聴取いたし、或いは各会派における研究結果を持ち寄つて意見の交換をいたし、或いは又その他予備

的審査に属します事項につき熱心に審査を続けたのでございす。而して先申上げましたように四月三十日に本院に提出されまするに及び、衆議院政党史及び選舉法に關する特別委員長淺沼稻次郎君の説明を求めて、ここに本審査に移つた次第でございす。

ここに便宜本法案の要旨を御説明申し上げますと、本法案は、第一章 総則、第二章 政党史、協会の他の団体、第三章 公職の候補者、第四章 政党史、協会の他の団体及び公職の候補者以外の者、第五章 報告書の公開、第六章 寄附に關する制限、第七章 罰則、第八章 補則及び附則より成り、全文五十九條に及んでおるのでございす。

この法律案の狙いといはします点を申上げますれば、大体三つの点に要約されるのでございす。即ち第一は、政党史、協会の他の団体、公職の候補者及び第三者の政治活動に伴う資金の收支を公の機關に届けて、以て資金關係の全貌を一般國民の前に公開して、その公正な判断に資すること、第二に、選舉に伴う不正行為の發生を未然に防止するために、政治資金の寄附に一定の制限を附すること、第三は、右二つの措置に対する違反行為の処罰及びその結果として生ずる当選無効、選舉権被選挙権の喪失等に關する規定を置き、以て第一、第二の目的の嚴正な實現を期する点にありまして、全体として政治活動の公明と選舉の公正を確保し、よつて民主政治の健全な發達に寄與することを目的とするものでございす。

さて具体的内容について申上げます

というところ、第一章総則において、本法の目的を明示すると共に、各本條に現われて参ります用語の定義を規定いたし、選舉の範圍は、衆議院議員選舉法、參議院議員選舉法、地方自治法による選舉に限つてあります。又政党史と協会の他の団体について特に定義を設け、政党史の外、政治に關係のある團體に本法を適用することとして、後者につきましては、例えば組合等が本来の目的においては經濟團體等であつても、この目的を有するに至つたときは、その限度において、本法案の狙いとする費用公開の趣旨に副い、團體の收支に關する規定の適用を受けることとなつておるわけにございす。

次に政党史、協会の他の団体に關しましては、先ずこれら團體の代表者、主幹者及び會計責任者の届出を規定し、寄附の受領も支出も、挙げてこの届出の後になさるべきものとす、團體等が隱密に資金の授受をすることを防止し、又會計責任者の義務として會計帳簿の備付、毎年三回の收支の定例報告選舉に關する收支の特別報告、書類の保存等を規定いたし、政党史初めこれらの團體の收支の全貌がそれらの選舉管理委員会に詳細に現われることを期しておるのでございす。これらの團體の寄附、支出については報告を要するものは、個人に係るものは五百圓、團體に係るものは一千圓以上のものについて氏名、住所等を明らかにすることとしてあります。更に又會計責任者の事故によつて、責任が曖昧になりますことのないために、事務引継についても規定を設けてあります。又政党史、協会の他の團體の支部についても以上の

取扱は同様といはしてあります。次に、公職の候補者に關して、先ず政党史等における同様、出納責任者を定めてこれを届出ること、この手続を解ないうちは、寄附の受領又は支出が制約される旨が規定されてあります。而して出納責任者の義務として、會計帳簿の備付、選舉運動に關する收支の報告、書類の保存等を定めてあり、この外選舉運動に關する支出の権限を、僅かの例外を除いて、出納責任者一人に專屬せしめた点は特に重要な規定であります。尚候補者の出納責任者に關する事項は、現在の衆議院議員選舉法、或いは參議院議員選舉法等の規定とはほぼ同様でありまして、本法案中に包括された部分については、附則において選舉法を改正し、該當條文を削除してあります。

次に、一般の第三者が政党史、協会の他の團體のために、二千五百圓以上の支出をした場合の報告義務を規定いたし、即ちこれらの團體のために、第三者運動として支出をした者は、これを報告しなければなりません。又官吏その他公職にある者は、寄附を自由になし得ることとしたましたが、併しながらこの場合は、授受双方の側にこれに關する報告義務を負わせることとしたのであります。

次に、報告書の公開であります。これは実は本案の最大眼目の一つでありまして、今まで申上げましたところにより、選舉管理委員会に提出された各種の報告書は、選舉管理委員会の公表、手続、保存義務と一般の閲覧要求の両面の措置によつて、廣く國民の前に公開させるのでございす。

六七一

次に寄附に関する制限といたしまして、先ず一定の身分又は地位に伴い、絶對的に、或いは特殊の場合を除いて、一般的に選挙に關し寄附をしてはならない者の範囲を掲げまして、これらの者が寄附をすることも、これらの者から寄附を受けることも許されないことになつております。又公職の候補者は立候補に際し、過去一年間に於いてすべての寄附について報告の義務を負うこと、更に何人も選挙に關し、本人の名義以外の名義を用いたり、匿名を以て寄附をすることを絶對に禁止し、これを犯してなされた金銭、物品の所有権は國庫に帰属する旨の規定をいたしてあります。

次に、罰則におきましては、各本條に對する違反行為の態様につき、事柄の輕重に應じて、でき得る限り公平を期すべく、手続的な規定の違反と、本質的な規定の違反とに分け、慎重に考慮いたしました。尚又処罰に伴う當選無効及び選挙権等の喪失の規定も罰則の章に規定してあります。

次に、補則におきましては、この法律施行に關する事務的規定が掲げてあります。

最後に、附則におきましては、本法施行に伴う経過規定を定めた外、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法の一部を改正してあります。これら選挙法に規定せられておる罰則の限度も、本法案の罰則と均衡を取つてこれが改正

を加えてあります外は、主としてそれらの規定が本法中に吸収されるに相應する改正であります。

以上申し上げましたところが、本法案の要旨でございますが、議院運営委員会の政党内及び選挙に關する小委員会におきましては、予備審査及び本審査を加えて、委員会を開きますこと更に前後十六回に及び、毎回長時間に亘り熱心に審議を続け、その間特に学界、労働組合関係、及び実業界よりのおの二名の關係者を証人として、その出頭を求めて、隔意なき意見を聴取いたすなど、慎重審査を遂げたのであります。各委員会を通じ、委員諸君よりは極めて重要且つ適切な討議が続々と行われたのであります。その詳細は速記録に記載してありますから、これを省略いたします。

以上の経過を概して慎重検討の結果、問題となりました点を中心とし、原案に若干の修正を加えることとしたし、去る六月十一日、最後の小委員会において、又去る十五日、議院運営委員会において修正案が多数を以て可決せらるることとなつたのであります。この修正に當りましては、

先ず無所属懇談会の佐々木良作君より修正案の提出があり、又藤風会の竹下豊次君よりも修正案提出せられました。採決の結果、佐々木君の修正案は少数で破れ竹下君の修正が多数を以て可決されたのであります。以下その修正案の内容を御説明いたしますこと、委員会において論議の中心になりました点を明かにすることにもなりますので、さういふ趣旨において若干の御説明を加えます。

惟うに政治団体その他に關する政治資金の出所及び動きを明かにいたしまして、政治の腐敗を來たす大なる原因を断ち、或いはいわゆる政治ボス等にまつる不明朗な要素を根絶し、政治活動の公開を圖らんとする本法の立案の趣旨については何人も賛意を惜しむるところでありませう。然るにその内容に至りましては、幾多の問題を包蔵してあります。最も問題となりましては、政治に關係のある団体の範囲であります。即ちこの法案の主眼が、政治に關係のある団体に關する政治資金の動きにありませうだけに、その団体を如何なる範囲までこの法律の対象とするかは、最大の関心事たらざるを得ないのであります。

そこで、凡そ政治に關係のある団体を問題にします場合に、大別して三種類が考え得られるのであります。その一は、いわゆる政党であり、その二は、政党以外の政治目的を本來的目的とする政治団体であり、その三は、政治団体以外の団体であつて、而も政治に關係を有する場合であります。

先ずその一に挙げました政党と、その二に挙げました政治団体とをこの法律の対象とすべきことについては、殆んど異論はございません。ただこの場合衆議院原案によりますれば、その中、政党の定義を第三條第一項に掲げて、次のように定めてあるのであります。「この法律において政党とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本來的目的とする団体をいう。」委員会におきまして

は、この案を検討いたしましたところこの原案の用語はいわゆる政党の定義としては廣きに失するのではないかと、むしろこの規定は普通言われる政党よりも更に廣く、一般に政治団体或いは政事結社と称せられるもの定義として、ふさわしいように考へられるのであります。もとよりいわゆる政党について法的に適切な定義を掲げることとは望ましいと存せられますのであります。然るが、政党が今後の政治の運行上最も重要な役割を演ずるべきものでありますだけに、その定義を下すには慎重な用意を要するわけでありまして、原案は政党の正しい定義をいたしましては、やや適切を欠くものがあり、この点は尙將來の研究の余地を残すこととしたし、この際、この條項に若干の補正を加えて、これを政治団体の定義とすべしというものが委員会の多数の意向であつたのであります。

提案者の説明によりまして、この規定は普通にいふ政党の意味よりもやや廣い意味に説明せられておりますので、これを政治団体の定義に改めますことは、原案の趣旨を著しく変えたものとも考へられないのであります。かくいひましたし、第三條第一項の修正となり、尚これに伴ひまして、この法律案中全部に亘り、「政党」とあるのを「政治団体」と修正することにいたしましたのであります。

次に、問題は政治に關係ある団体のその第三に挙げました政治団体以外の団体であつて、而も政治に關係を有する場合を如何なる範囲まで取入れるべきかであり、これは第三條第二項の問題であります。それらの中、団体とし

て公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する者、言ひ換えれば選挙に關係を持つ場合は、これを本法の対象とすべきことについては、これ亦余り異論はなかつたのであります。然るに政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対することを目的とするものにつきましては、これをどの範囲まで包含せしむべきか、及び原案に言うところの「目的とするもの」という字句の意義が不明確ではないかという点に論議が集中されました。即ち政治資金の動きを明確にするという趣旨には賛成でございますが、余りに廣い範囲にこの法律の適用を及ぼし、本法による手続を要求するときは、思わざる支障を來すことにならぬであらうか、特に労働組合等の諸組合、或いは経済団体その他の団体の活動が、現下の諸情勢では實際上政治に關係を持つ場合が甚だ多いのに鑑み、解釈の如何によつては、これらの諸組合又は諸団体の活動の殆んどすべてについて、その法律の適用を受けることとなることは、不必要な方面にまで煩雜なる手続を要求することに、延いてはこれらの組合、団体の固有の活動を阻害する恐れがないであらうかというのであります。更に又「目的とするもの」というものは、旧來の法的觀念よりすれば、定款、会則等に目的として挙げておる場合と解釈されておるが、それは本法の適用上は狭きに失するわけであるし、反対に然らばこれらの目的を有する場合の外、これらの行為をなす者のすべてを含ましめることとなれば、これ亦不必要に廣きに失する虞れがあるのであります。

これらの論議に對しまして、提案者その他の説明によりますれば、單に一時的政治活動を行つただけでは本法の團體に該當しない趣旨であるが、「目的とする」というのは憲法、会則等に政治目的を挙げていたくとも、團體の意思決定機関の決定その他により、客觀的に政治目的を有するに至つたと解せられる場合は、これに該當するのであるという説明であり、又實際上は昭和二十一年勅令第百一號「政党、協会その他の團體の結成の禁止に關する件」に基いて届出を要する團體の範圍と、ほぼ同様趣旨に解して適用運用すべきであらうとの見解であつたのでございませう。併しながら委員会といたしましては、その限界を不明確のままにいたすことは、適用を受ける國民の側において迷惑を與ふることになりますので、この点を如何にすべきかについて苦慮いたしましたのでございませう。前述の佐々木委員の修正案は、この場合を、團體が選挙に關係を持つ場合にのみ限定して本法を適用しようとするものでありましたが、これは少数で否決せられました。多数意見としては、第三條第二項の原案の字句に若干の修正を加え、共に、本國會における以上の論議等を斟酌しつつ、全国選挙管理委員会をして、その範圍を認定せしめるを適當とするとの見解の下に、特に第五十二條に修正を加え、全国選挙管理委員会にこれらの認定等の権能を與え、以て本法の運用上遺憾なきを期することとした次第であります。

しては、その一は第八條但書の削除であります。本但書は解釈上却つて弊害を生ずる虞れがありますので、これを削除せんとするものでございませう。その二は、政治團體の財産の報告に關する規定の追加であります。政治團體の收支を明らかにいたしますと共に、定期にその財産の現況を明らかにして置くことが本法の目的を達成するのに必要と考へるのでございませう。この見地にいたしました。又これに伴い團體の会計報告を、原案においては年三回これを要求しておりましたのを、財報報告と共に年二回に改めることにいたしました。

尚佐々木委員の修正案としては、政党等の会計帳簿の記載その他の場合につき、僅少の金額については細目の記載を要しないこととするの案があり、又共産党からは労働組合等にも本法の適用があること、匿名寄附を禁止すること等に鑑み、本法全部に反対の意見の開陳がありました。いずれも少数意見に止まつたのでございませう。最後に、本法案の題名につきましては、原案の起草に當り、当初問題になりましたといわれる政治腐敗防止法案等の名称を避けた趣旨には賛意を表するのでございませうが、本案の内容を見ながら、むしろその收支を明らかにし、これを公開して、批判に俟つことを主眼としますので、幾分の圧迫感に伴いまする規正法案という名称から更に一步を進めて規正公開法案という題名に改め、明朗活潑な政治活動の促進に

さわしいものとする趣旨に共き、これを修正することにいたしました。

以上修正の諸点は、いずれも衆議院原案の趣旨を著しく変更せんとするものではありません。不明確な点を明確にし、政治資金の公明化を徹底せんとする趣旨に出たものでありまして、衆議院においてもこの趣旨におきまして、欣然これらの修正に同意せらるべきことを期待するものでございませう。何とぞ委員会におきます以上の審議の経過に鑑み、本修正案に基き可決確定あらんことを切に希望して止まない次第でございませう。

最後に私はここに本案の審議に當りました木内委員長並びに委員各位の熱心なる御努力に對しましては、衷心より感謝措く能わざるところがあるのであります。以上を以て委員会の審議の経過並びに結果の報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は修正議決報告でございませう。委員長の報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更して、日程第四より第九までの請願及び日程第二十六より第二十八までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員理事谷口彌三郎君。

厚生委員会請願審査報告書第一号

一 議院の會議に付するを要するもの。

第八号 国立富山病院拡充に關する請願

第九号 看護服並びに予防衣の特別配給に關する請願

第三百九十九号 国民健康保険制度改革に關する請願

第四百九十一号 看護課設置に關する請願

第四百九十三号 国立小浜温泉療養所擴充に關する請願

第六百三十一号 衛生組合法制定に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月九日

厚生委員長 塚本 重藏  
参議院議長 松平恒雄殿

厚生委員会請願特別報告書第一号

国立富山病院擴充に關する請願

第八号 富山縣副知事 高辻武邦

外三名提出

看護服並びに予防衣の特別配給に關する請願

第九号 神戶市東區区日暮通五ノ五衛生会兵庫縣醫院内 松村はる提出

国民健康保険制度改革に關する請願

第三百九十九号 佐賀市長 野口能敬提出

看護課設置に關する請願

第四百九十一号 東京都目黒區柿ノ木一八九 河村郁提出

国立小浜温泉療養所擴充に關する請願

第四百九十三号 長崎縣南高來郡小浜町国立小浜温泉療養所長 梶谷壬子郎提出

右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月九日

厚生委員長 塚本 重藏  
参議院議長 松平恒雄殿

意見書案

国立富山病院擴充に關する請願

請願者 富山縣副知事 高辻武邦 外三名提出

右の請願は

現下のわが經濟狀況では、一般勤勞大衆に對する強力且つ廣範圍の医療保護が必要である。しかして医療保護の中心となるものは国立病院であるが、富山縣においては、唯一の国立病院である富山病院は、唯一の第一救命である引揚、復元者の救護さへ十分でない現状であるから、速かに同病院の復元擴充を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣總理大臣 芦田均殿



陳情者 徳島縣那賀郡富岡町長  
澤田紋外一名提出  
陳情者 岡山縣久米郡三保村長  
山本藤政外十八名提出

陳情者 青森市大野字長島一青森  
縣國民健康保險組合連合會理事  
長 津島文治外九十五名提出  
陳情者 宮城縣伊具郡角田町國民  
健康保險組合理事長 廣岡政造  
外八名提出

陳情者 鳴門市里浦町、里浦地区  
國民健康保險組合理事長 伊藤  
皆次郎外十九名提出  
陳情者 鹿兒島縣鹿兒島郡西櫻島  
村白浜國民健康保險組合事務理  
事 武定利外八百五十二名提出

陳情者 福島縣岩瀬郡福島縣國民  
健康保險組合連合會岩瀬支部  
長 船木寛提出  
右の陳情は

憲法で保障されている社会保障制度  
と最も密接な関係にある國民健康保  
險制度は、医療制度との不調和と政  
府の指導力の欠如のため深刻な動搖  
をきたしているから医療制度との調  
和その他陳情書記載の諸点について  
措置を講ぜられたとの趣旨であつ  
て参議院は、願意の大体は妥当なも  
のなりと思ふ。よつて内閣は鋭意こ  
れが実現に努力せられたい。ここに  
国会法第八十一條により別冊を送付  
する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿  
〔谷口彌三郎君登壇、拍手〕  
○谷口彌三郎君 只今議題となりまし

た請願並びに陳情に関する厚生委員会  
における審議の経過並びに結果を御報  
告申し上げます。  
厚生委員会に付託になりましたこれ  
らの請願並びに陳情につきましては、  
五月十九日医療制度調査に関する小委  
員会に付託いたしました。尚、更に  
おいて審議をいたしました。尙、更に  
本委員会にかけ六月八日審議の決定を  
見た次第でございます。その中、請願  
文書表第八号國立富山病院拡充に關  
する請願、請願文書表第九号看護服  
並びに予防衣の特別配給に關する請  
願、請願文書表第九十一号看護課  
設置に關する請願、請願文書表第四  
百九十三号國立小浜温泉療養所拡充に關  
する請願、以上四件につきまして、或  
いは厚生当局の方に質疑をいたしまし  
たり、或いは委員会において種々検討  
いたしました結果、この請願の趣旨は  
妥当なるものという事になりましたし  
て、議院の會議に付しまして内閣へ送  
付すべきものと決定いたしましたのでご  
います。

請願文書表第六百三十一号衛生組合  
法制定に關する請願でございますが、  
これに對しましては本委員会において  
は、この請願の趣旨は極めて緊要妥當  
なるものでありますので、議院の會議  
に付しまして、内閣へは送付しないこ  
とに決定いたしましたのでございます。

陳情文書表第四百六十六号及び第二百  
九十八号藥務局設置に關する陳情でご  
さいますが、この陳情は、従來厚生省  
では医療に關する面が主でありまし  
て、藥事方面に關するものは従となつ  
ております感じがございまして、藥  
事行政の充実強化を図ります上に遺憾  
します。

の点があるもので、是非藥務局を新設し  
て貰いたいというのであります。厚  
生省當局に聴きますと、今回の國會に  
厚生省設置法案が出ますという、療  
品局、これは仮称でございますが、療  
品局というのがございまして、この陳情  
の趣旨も達成されることと思ひますと  
の説明がありましたので、本委員会に  
おきましては、本陳情は議院の會議に  
付して内閣に送付すべきものと決定し  
たのでございます。

請願文書表第三百九十九号、それか  
ら陳情文書表第二百五号、第五百十七  
号、第五百六十五号、第五百八十五号、第  
百八十七号、第二百一十一号、第二百二十  
三号、第二百五十七号、第三百二二号、  
第三百三十四号は、共に國民健康保險制  
度に關する請願並びに陳情であるので  
ございまして、國民健康保險につきま  
しては、厚生委員会におきましても種々  
研究調査いたしておりますので、近く  
その結果を報告し得る段階になつてお  
るのでございまして、本請願並びに陳  
情を審査するに當りましては、厚生當  
局の意見を聴き、又この國會に同法案  
の改正案が提出される予定になつてお  
りますので、本請願並びに陳情の願意  
は大体達成される予定でございまして  
で、とにかく本請願は妥當なものとい  
たしまして、議院の會議に付して、内  
閣に送付すべきものと決定いたしましたの  
でございまして。

以上簡單でございまして、委員会に  
おける請願、陳情の審議の結果を御報  
告申し上げます。(拍手)  
○議長(松平恒雄君) 本院規則第八十  
四條により、本日はこれにて延會いた  
します。

次会の議事日程は決定次第公報を以  
て御通知いたします。本日はこれにて  
散會いたします。  
午前十一時十九分散會  
出席者は左の通り。

議員

- |        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 廣瀬與兵衛君 | 藤田 芳雄君 | 中村常太郎君  | 木村八郎君  |
| 千田 正君  | 栗山 良夫君 | 梅津 錦一君  | 丹羽 五郎君 |
| 阿竹齋次郎君 | 羽仁 五郎君 | 赤松 常子君  | 河崎 ナツ君 |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 | 藤井 新一君  | 三木 治朗君 |
| 池田 恒雄君 | 赤木 正雄君 | 木下 源吾君  | 門田 定藏君 |
| 木下 辰雄君 | 佐伯卯四郎君 | 井上なつる君  | 宇都宮 登君 |
| 大山 安君  | 堀越 儀郎君 | 羽生 三七君  | 原 虎一君  |
| 宮城タマヨ君 | 高瀬莊太郎君 | 山崎 恒君   | 小川 久義君 |
| 江熊 哲翁君 | 宿谷 榮一君 | 九鬼紋十郎君  | 岩本 月洲君 |
| 高田 寛君  | 久松 定武君 | 若木 勝藏君  | 島田 千壽君 |
| 島津 忠彦君 | 中川 以良君 | 安部 定君   | 太田 敏見君 |
| 小野 哲君  | 河野 正夫君 | 伊藤 修君   | 三好 始君  |
| 西郷吉之助君 | 松井 道夫君 | 天田 勝正君  | 吉川 末次君 |
| 伊達源一郎君 | 松村眞一郎君 | 谷口彌三郎君  | 田中 信義君 |
| 飯田精太郎君 | 伊藤 保平君 | 油井賢太郎君  | 植竹 春彦君 |
| 米倉 龍也君 | 小杉 一子君 | 入交 太藏君  | 小畑 哲夫君 |
| 小林米三郎君 | 野田 俊作君 | 小林 勝馬君  | 小杉 繁安君 |
| 柏木 康治君 | 岡部 常君  | 深川タマエ君  | 紅露 みつ君 |
| 岩男 仁藏君 | 岡村文四郎君 | 高良 とみ君  | 木内キヤウ君 |
| 島村 軍次君 | 奥むめお君  | 前之園喜一郎君 | 門屋 盛一君 |
| 早川 慎一君 | 北條 秀一君 | 星 一君    | 竹中 七郎君 |
| 徳川 宗敬君 | 鎌田 逸郎君 | 佐々木鹿藏君  | 伊東 隆治君 |
| 山本 勇造君 | 田中耕太郎君 | 稻垣平太郎君  | 鬼丸 義齋君 |
| 岡本 愛祐君 | 高橋龍太郎君 | 小泉 秀吉君  | 岡田 宗司君 |
| 楠見 義男君 | 下條 康麿君 | 林屋龜次郎君  | 塚本 重藏君 |
| 山下 義信君 | 中村 正雄君 | 木内 四郎君  | 中井 光次君 |
| カニ邦彦君  | 千葉 信君  | 北村 一男君  | 櫻内 辰郎君 |
| 大野 幸一君 | 内村 清次君 | 川村 松助君  | 西川 昌夫君 |

- |         |         |         |        |
|---------|---------|---------|--------|
| 池田宇右衛門君 | 堀 末治君   | 中村常太郎君  | 木村八郎君  |
| 荒井 八郎君  | 西川甚五郎君  | 梅津 錦一君  | 丹羽 五郎君 |
| 鈴木 安孝君  | 山田 佐一君  | 赤松 常子君  | 河崎 ナツ君 |
| 中山 壽彦君  | 黒田 英雄君  | 藤井 新一君  | 三木 治朗君 |
| 寺尾 豊君   | 石坂 豊一君  | 木下 源吾君  | 門田 定藏君 |
| 柴田 政次君  | 大野木秀次郎君 | 井上なつる君  | 宇都宮 登君 |
| 小林 英三君  | 板谷 順助君  | 羽生 三七君  | 原 虎一君  |
| 今泉 政喜君  | 松野 喜内君  | 山崎 恒君   | 小川 久義君 |
| 黒川 武雄君  | 玉屋 喜章君  | 九鬼紋十郎君  | 岩本 月洲君 |
|         |         | 若木 勝藏君  | 島田 千壽君 |
|         |         | 安部 定君   | 太田 敏見君 |
|         |         | 伊藤 修君   | 三好 始君  |
|         |         | 天田 勝正君  | 吉川 末次君 |
|         |         | 谷口彌三郎君  | 田中 信義君 |
|         |         | 油井賢太郎君  | 植竹 春彦君 |
|         |         | 入交 太藏君  | 小畑 哲夫君 |
|         |         | 小林 勝馬君  | 小杉 繁安君 |
|         |         | 深川タマエ君  | 紅露 みつ君 |
|         |         | 高良 とみ君  | 木内キヤウ君 |
|         |         | 前之園喜一郎君 | 門屋 盛一君 |
|         |         | 星 一君    | 竹中 七郎君 |
|         |         | 佐々木鹿藏君  | 伊東 隆治君 |
|         |         | 稻垣平太郎君  | 鬼丸 義齋君 |
|         |         | 小泉 秀吉君  | 岡田 宗司君 |
|         |         | 林屋龜次郎君  | 塚本 重藏君 |
|         |         | 木内 四郎君  | 中井 光次君 |
|         |         | 北村 一男君  | 櫻内 辰郎君 |
|         |         | 川村 松助君  | 西川 昌夫君 |

松嶋 喜作君	一松 政三君
深水 六郎君	仲子 隆君
尾形六郎兵衛君	圓 伊能君
西山 龜七君	木槍三四郎君
大隅 信幸君	橋本萬右衛門君
池田七郎兵衛君	左藤 義詮君
小串 清一君	水久保甚作君
平沼彌太郎君	
國務大臣	
文部大臣	森戸 辰男君
政府委員	
法務政務次官	松永 義男君
文部事務官科	
学教官局長	清水 勳二君

定價 一部二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話九段五三一  
振替東京一九〇〇〇  
印刷局